

「社債等に関する業務規程」等の一部改正について

1 改正の趣旨

社債等振替制度における制度利用者の利便性向上を図るため、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に基づく証明書の用途に係る適用範囲を拡大するため、所要の改正を行う。（規程第 68 条の 2、手数料規則別表関係）
- (2) 短期社債等及び一般債について、金銭に代えて金銭以外の財産を発行及び償還の対価とする取扱いを可能とするため、所要の改正を行う。（規程第 2 条、第 26 条、第 53 条、第 57 条、第 58 条の 6、第 58 条の 26）

3 施行日

平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

以 上